

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	食料供給困難事態対策法案
規制の名称	（１）出荷・販売、輸入又は生産・製造に関する計画届出 （２）出荷・販売、輸入又は生産・製造に関する計画変更及び実施 （３）立入検査等の実施
規制の区分	新設
担当部局	農林水産省 大臣官房 政策課
評価実施時期	令和５年１２月～令和６年２月
規制の目的、内容及び必要性等	現下の情勢として、世界人口増加に伴う食料需要の増大や気候変動に伴う農産物の不作等の様々な要因により、国内における食料の供給量が大幅に不足するリスクが高まっている。 このため、一般に食料の中でも、国民が日常的に消費している品目や、食品製造業や外食産業において幅広く使用される品目等、国民の食生活及び国民経済上、代替性がなく不可欠なものとして特に重要な位置を占めている品目（「特定食料」という。以下同じ。）については、供給が大幅に不足することとなる場合、国民に対する食料の安定供給に関する各種規制を設けないこととすると、国民の食生活又は国民経済に支障を生ずるおそれがあるため、国の積極的な措置によって、早期から支障を解決し、その程度を和らげるよう努めるか、又は支障の発生そのものを防止する必要がある。 【規制の内容】 措置対象特定食料等の確保について （１）出荷・販売、輸入又は生産・製造に関する計画届出 食料供給困難事態（特定食料の供給が大幅に不足し、又は大幅に不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。）を解消するため、供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る生産資材（「措置対象特定食料等」という。以下同じ。）の出荷・販売、輸入又は生産・製造の事業者に対し、出荷・販売、輸入又は生産・製造に関する計画作成・届出を指示することができることとする。

	(2) 出荷・販売、輸入又は生産・製造に関する計画変更及び実施 食料供給困難事態を解消するため特に必要があると認めるときは、①の計画の届出をした者に対し、計画変更の指示をすることができることとする。 また、①②の計画を届け出た者に対し計画に即した出荷・販売、輸入又は生産・製造に取り組むよう遵守義務を課す。 (3) 立入検査等の実施 措置対象特定食料等の出荷・販売、輸入又は生産・製造の事業者等に対し、業務若しくは経理の状況について報告、又は立入検査させることができることとする。
想定される代替案	計画届出の指示及び計画変更の指示について、努力義務とする。
直接的な費用の把握	
遵守費用	措置対象特定食料等の出荷・販売、輸入又は生産・製造の事業者について、計画作成又は変更のための事務費用、変更計画に基づく当該措置対象特定食料等の確保に係る追加費用及び確保のための経営変更に伴い生ずる費用が考えられる。
行政費用	国について、総合調整事務の発生、事業者に対する指示、計画を変更させる事業者の選定、公表、立入検査等の事務の発生等が考えられる。
直接的な効果（便益）の把握	事業者に対し計画の作成・届出を指示することにより、時点における食料の供給量を把握することが可能となり、今後の対策を効率的に講ずることができる。また、各種規制により特定食料の供給不足の兆候を捕捉した段階から政府関係機関が一体となり財政的支援と併せて指示等の実行力のある措置を実施することでその実効性の担保等を図ることができる。 なお、便益の価値化は困難であるものの、不足した食料の供給量を回復することにより国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に支障が生ずることを防止し、又は解消することができるといった効果が期待できる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	食料供給困難事態においても食料の供給を引き続き確保できるよう、事業者に対し供給量や期間等に係る計画変更の指示を行うものであるが、事業者の経営に対して制限をかけることとなるため、負の影響がないとは言えない。しかし、規制の運用に当たっては、緊急事態食料安全保障指針（平成24年9月農林水産省決定）の考え方と同様に、政府の介入は、事業者の自主的な経済活動に委ねては十分な供給確保が行えない場合など、必要最小限に留める

	こととする。具体的には、本規制について客観的な基準を設けた上で個々の事業者を選定し、また、具体的な規制について個々の事業者の経営事情等に鑑み、可能な範囲で講ずることとする。
費用と効果（便益）の関係	国民に対する食料の供給及び入手を確保する必要な体制の構築及び食料の供給量の増大を図ることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを趣旨としているところ、各種規制によりその実効性の担保等を図ることができると考えており、増加する費用を上回る便益を得ることができるものである。
代替案との比較	措置対象特定食料等の確保については、計画届出の指示及び計画変更の指示について、努力義務とすることも考えられるが、措置対象特定食料等の供給が不足し、事業者に措置対象特定食料等の供給確保のための取組依頼を行う場合、より実効性の高いスキームが求められることから、指示、義務付けについて妥当な規制であると考えている。 また、実際の出荷・販売等は経営活動の一環として行われるものであり、外部要因により措置対象特定食料等の確保ができず、計画通りに取り組むことが困難な事態が想定されることから、公表規定については、「正当な理由がなく」という留保を付している。 なお、措置対象特定食料等の確保に係る規定については出荷・販売を行っている事業所に立ち入って検査することが見込まれること、オンライン等の代替手段による場合、網羅的に検査できないことが見込まれること等を踏まえて実地検査とする。
その他の関連事項	不測時の食料安全保障に関する課題について有識者や関係行政機関を構成員とする「不測時の食料安全保障に関する検討会」を令和5年8月から12月にかけて開催し、12月に検討すべき事項を取りまとめた。
事後評価の実施時期等	本法案の施行後5年を目途に実施する。
備考	